

# 南小国町に空き物件をお持ちのみなさまへ！

住んでいない・使っていない“**物件**”を『**空き家バンク**』に登録しませんか？

お持ちの物件がこんなことになっていませんか？

- ・親族が亡くなってから人が出入りしていない。
- ・遠方に引っ越してから全然使っていない。
- ・誰かに使ってもらいたいけど、どうしたら良いかわからない。

⇒ **人の出入りしない期間が長くなると、家屋はどんどん劣化していきます！**



お持ちの物件を放置していると・・・

- ・家屋が損傷して、景観や周辺住民に迷惑をかける。
- ・ネズミやキツネなど小動物の住みかになり悪臭がする。
- ・漏電などによる火災や、不審者が住み着き犯罪の温床になる。

⇒ **住んでいない・使ってなくても、物件は持ち主の責任で管理しなければなりません！**



空き物件を探している人がいます！

- ・移住を考えているが、直ぐに住める物件がない。
- ・引越しを考えているが、アパートでは狭くて生活しづらい。
- ・新しいことを始めたいが、使える物件がない。

⇒ **南小国町では町営住宅の空室や、不動産の登録物件数が少ないため、お持ちの空き物件が必要とされています！**



『**空き家バンク**』とは・・・

空き家を売りたい・貸したい方と、空き家を買いたい・借りたい方を町のホームページに掲載した、物件紹介を通してマッチングする仕組みです。

登録時の建物調査や、売買・賃貸時の契約は、(一社)熊本県宅地建物取引業協会に仲介を依頼しますので安心です！

※それぞれの物件に担当の不動産業者がつきます。

『**空き家バンク**』を通して売買・賃貸契約が成立し、新たな居住者・使用者を迎えるための費用に対して補助を受けることができます！

・家財撤去費 … **1/2以内、上限10万円**

・リフォーム費 … **1/2以内、上限50万円**

※ 詳細はお問い合わせください。

お問い合わせ先

南小国町役場 まちづくり課

(TEL) 0967-42-1171

(FAX) 0967-42-1122

※ 小さなことでも何でも結構ですので、お気軽にお電話ください。

# 南小国町 空き家バンク制度イメージ

空き家所有者  
(空き家を売りたい・貸したい)

① 空き家バンク  
登録申込書



南小国町

空き家バンク



④ 空き家情報の公開  
(町ホームページ等)

③ 登録完了通知書

⑤ 利用登録申込書

② 物件の調査依頼

⑥ 交渉・契約の  
媒介依頼

⑧ 交渉結果  
報告

熊本県宅地建物取引業協会

支部会員の不動産会社等

物件の媒介契約

契約条件等の詳細  
情報提供等

⑦ 売買、または賃貸借契約の成立・不成立

利用希望者  
(空き家を買いたい・貸りたい)